

申請者の皆様へ

大阪航空局保安部運用課長

航空法第 92 条ただし書きの許可に係る許可期間の上限延長について（お知らせ）

平素より航空行政への御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、航空法第 92 条（操縦練習飛行）ただし書きに係る許可基準が改正され、本年 4 月 22 日から、所要の安全対策を講ずる等、要件を追加し、許可期間の上限を延長することとなりましたので、お知らせします。

《許可期間》

- 【従前】原則として 1 月以内
- 【変更】**3 月**以内（初回から可能）

《追加する安全対策》

- ・許可期間内であっても、航行しようとする空域における航空交通量、管制方式等について状況変化があった場合は報告すること。

従来に加え、上記安全対策を確実に実施いただきますとともに、申請書へも追加する安全対策を実施する旨の記載が必要となります。

《改正内容》

許可期間：3 月以内とする。ただし、許可期間内であっても航行しようとする空域における航空交通量、管制方式等について状況変化があった場合は報告すること。なお、許可期間内であっても航行しようとする空域における航空交通量、管制方式等について状況変化があった場合、又は予定される場合は、許可を取り消し、又は許可期間を短縮することがある。

ご不明な点等ございましたら、当課までお問い合わせください。（TEL 06-6949-6591）